

日本の「文字書体」の魅力が中国で 理解され始めた— フォントデザインの需要と著作権保護



(株) 視覚デザイン研究所
葛本 京子

はじめに

気がついてみると中国は、高層ビルが林立し、キャッシュレス決済、ドローン、顔認証システムについて、最先端の技術を持つ国になっていた。都市戸籍をもつ4億人と農民戸籍の9億人からなり、マーケットとしての可能性が満載の国のようです。

中国では、日本と同じく漢字を使っています。中国の漢字の多くは大胆に省略された簡体字であり、日本人の使う漢字とは違うが、同じ漢字も多く含まれています。

最近、中国人は、日本人の使用する漢字について、その書体に注目するようになったらしい。人々は、日本の小説を読み、その筋書き、展開を楽しんでいたが、小説やタイトルロゴを表現している日本の漢字の「姿」、「デザイン」、すなわちゴシック体、明朝体、ディスプレイ書体といった、一連の文字書体にも関心を持ち始めたようです。

最先端の技術を持つ企業は、商標ロゴタイプや制定書体をつくり、一般の企業も文字書体について、広告宣伝効果を狙って、今まで中国人が知らなかった書体を制作したいと思っているようです。

日本の漢字は、中国伝来の文化です。日本の書体メーカーによる印刷機械の発達とともに、新しい書体デザインが次々と生まれ、今も創作の進化が続いています。日本で流通している斬新な書体を使いたいという要望があってもこれは、自然な流れといえるでしょう。

(注) タイプフェイス＝文字書体に関連する用語について。

○フォント (Font)：一式の文字書体のデザインを、具体的に表示・印刷するための媒体。現在では一般的に、コンピュータ画面に表示するためのデジタルフォント (=Digital Fonts) をさす。

○タイプフェイス (Typeface)：印刷用文字書体＝文字書体＝書体。

Typefaceの、Typeは活字、Faceは顔で、鉛の活字、本体 (Body) の顔、すなわち「活字の顔」から転じて、文字の書体をいう。

文字書体は、1字をいうのではなく、同じ雰囲気、同じ傾向、同じ匂いの「ワンセット、一式」をいう。

- ロゴタイプ (Logotype)：二つ以上の文字・語・言葉を組合せ、一つの活字、単位としたもの。社名、商品名、ブランド名などの文字を個性的にし、顧客吸引力を得るのが目的。
- 制定書体：コーポレート・アイデンティティ (CI=Corporate Identity) を構成する要素の一つで、「漢字・カナ・ひらがな」などを統一した企業専用の書体。航空会社や地下鉄など大きな会社で使用されている。支店・支社の商標などに使用する書体は、ロゴタイプ制定書体という。
- ファミリー書体：書体をデザインするとき、縦・横の線の太さについて、一定の数字を乗じ、一連の文字書体を作成した場合、これをファミリー書体という。もとの書体の雰囲気、傾向、匂いが残っており、通常「ファミリー書体」については「新作品」としない。
- フォントベンダー：書体および、フォント製品を開発し、このライセンスを販売している企業。

1、フォントデザインの輸出

私たちがPCを購入し、スイッチを入れるとすぐ画面に文字が表示されます。文字はPCの機能を発揮するために必要不可欠です。PCに最初から同梱されている文字書体のことを「バンドルフォント (搭載書体)」と言います。PC本体だけでなく、ソフトウェアにバンドルされていることもあります。

バンドルされている標準書体は、一見して同じように見えてもPCやソフトがバージョンアップされる機会などに合わせて、異なった造形の書体が採用されています。

バンドルされた文字書体について、PC購入者は自由に使用することができます。このため、書体の料金について意識されることはありませんが、PCの製造販売会社、もしくはソフト商品を開発・販売する会社などが、権利者（主にフォントベンダー）に書体の使用許諾料金を支払っています。

つまり、PC代金やソフトの料金には、バンドル書体の使用料金が含まれており、権利処理された書体を使用しているのであって、無料というわけではありません。書体は、需要と供給の対象となる知的財産です。

実務の世界では、書体の制作者（著作者）には、書体一式を創作すると同時に、この書体について（無断複製禁止など）「権利」が発生します。この権利を「フォントベンダー」に対価をとって譲渡するか、その使用について許諾をしています。書体の制作者が、フォントベンダーとなる場合もあります。

以前、フォントベンダー間で、書体についての類似性をめぐって係争がありました。この係争で、日本の最高裁2000年9月7日判決（判例時報1730号123頁）は、「従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性およびそれ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている」ことを条件に、書体を著作権法の美術の「著作物」と認めています。（注1）

書体デザイナーや、タイポグラフィに精通したデザイナーが多く参加している日本タイポグラフィ協会では、新しく制作した書体について、「著作権法」あるいは慣習法により「著作権類似の権利」があると考え、最高裁判決よりは、保護される範囲が広いと考えています。

現在、書体は活字や写植の形態での制作・流通はほとんどなく、コンピュータのためのデジタルフォントの形態での流通が一般的です。コンピュータ・ソフトウェアの保護手段による「フォント」の保護によって、文字書体が保護された例もあります。（注2）

また、日本も中国も、ベルヌ条約に加盟しています。ベルヌ条約は、著作権にかかわる国際的ルールを定めた条約で、ベルヌ条約加盟国は、2019年現在177か国で、加盟国は互いに、その国